

警備業従事者の処遇改善に関する意見書

現在、警備業は、広く知られる公共機関や空港、民間商業施設などの施設警備、建設現場などの交通誘導警備、現金輸送警備などがあり、国民に幅広い安全安心のサービスを提供しています。

昭和47年、警備業法が施行された時点での全国の警備業者は、700を超える業者があり、警備員数は約4万人でした。その後48年を経て、令和2年12月末における全国の警備業者数は、約1万業者で警備員数は約58万人となっています。

しかし、警備業における人手不足は深刻であり、令和4年4月の警備員（保安の職業）の有効求人倍率（『一般職業紹介状況』厚生労働省職業安定局）は5.37倍となっており、全職業の1.06倍と比較して厳しい状況にあります。

警察庁が集計している令和2年度における警備業の概況を見ると、警備員の年齢別状況は、65歳以上のシニア世代が30%を超えて従事され、また30歳未満における女性警備員の割合は年々増加し、ほぼ19%に至っています。年齢制限や特別必要な資格がないこともあり、比較的就業が容易とされる一方、相当な体力と精神力を必要とする職域や、気候による不快感及び危険が伴う現場など、厳しい労働環境で働くことも少なくありません。

他方、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、これにより「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業者に義務付けられるなど、労働者が生きがいをもって働ける社会の実現を目的に成立しました。しかし、警備業務においてはパワハラ等のハラスメントが少なからず発生しており問題となっています。

警備業に対する社会的イメージの向上はもちろんのこと、そこで働く人たちの労働環境を向上させることは急務であります。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、以上の趣旨により下記の事項の早期実現を求めます。

記

- 1 社会の安全安心を担う警備業従事者の安定的確保に向けた施策を推進すること。

2 警備業者に対し、「労働施策総合推進法」をはじめとする労働関係法を遵守し、あらゆるハラスメント防止に向けた指導強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月24日

福岡県八女市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、
経済産業大臣、国家公安委員長、内閣官房長官